

# 理事会次第

令和8年4月23日(木)14:00～  
岡山建設会館4階ホール

## 議 題

### 【一般社団法人 岡山県建設業協会】

#### [協議事項]

[資 料]

1. 役員選出に関する規程に基づく会長候補者の選出等について 1
2. 令和8年度定時総会提出議案 別 冊
  - 第1号議案 令和7年度事業報告(案)の承認について
  - 第2号議案 令和8年度事業計画(案)の承認について
  - 第3号議案 令和8年度収支予算書(案)の承認について
  - 第4号議案 令和7年度決算(案)の承認について (総会承認事項)
  - 第5号議案 役員任期満了に伴う選任について (総会承認事項)
3. 令和8年度定時総会の招集について 2
4. 会員の入会及び変更の承認について 3

#### [報告事項]

1. 令和8年度岡山県土木部の事業執行方針について 4
2. 令和8年度行事予定について 11
3. 会務報告 13
4. 協会研修会について

#### [その他]

- ・ 情報提供

### 【建設業労働災害防止協会 岡山県支部】

#### [協議事項]

1. 令和8年度通常総会提出議案
  - 第1号議案 令和7年度事業報告(案)の承認について
  - 第2号議案 令和7年度決算(案)の承認について
  - 第3号議案 令和8年度事業計画(案)の承認について
  - 第4号議案 令和8年度予算(案)の承認について

## 役員選出に関する規程に基づく会長候補者の選出等について

### (1) 会長候補者の選出について

役 職	立 候 補 者	企 業 名	備 考
会 長	荒 木 雷 太	(株)荒木組	第3条第3項

### (2) 会長候補者指名の副会長及び専務理事候補者の指名について

役 職	氏 名	企 業 名	備 考
副会長	逢 澤 寛 人	アイサワ工業(株)	第3条第3項
専務理事	岸 本 雅 博	(一社)岡山県建設業協会	〃

## 令和 8 年度定時総会の招集について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 38 条の規定に基づき、  
本会の令和 8 年度定時総会を下記により招集することとしたい。

### 記

1. 日 時 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 3 時～

2. 場 所 「岡山プラザホテル」  
岡山市中区浜 2 丁目 3 番 12 号

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- (1) 令和 7 年度事業報告について
- (2) 令和 8 年事業計画について
- (3) 令和 8 年度収支予算書について

#### 決議事項

- 議案 ・ 令和 7 年度決算の承認について  
・ 役員任期満了に伴う選任について

4. 正会員が代理人により議決権の代理行使をする場合、代理権を証明  
する方法は、所定の様式に正会員が記載した委任状による。

## 会員の変更の承認について

(会長専決)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
岡山東	奥村建設(株)	代表者	奥村茂	奥村二郎
西大寺	康愛産業(株)	所在地	瀬戸内市 牛窓町牛窓3188-1	瀬戸内市 邑久町豊原329番地
津山	(株)平田コーポレーション	代表者	平田政堂	平田充弘

(協議案件)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
岡山東	岩水開発(株)	代表者	押川正裕	佐藤大樹
岡山東	(株)フジタ岡山総合(営)	代表者	釜田貴成	若林一磨
岡山東	前田建設工業(株)岡山(営)	所在地	岡山市 北区西古松237-126	岡山市 北区柳町1丁目1-1
岡山西	(株)まつもとコーポレーション	代表者	北川克弘	吉田昌彦
倉敷	(株)金光組	代表者	金光正義	山根謙二
倉敷	(株)堀工務店	所在地	倉敷市 玉島爪崎758-12	倉敷市 船穂町船穂940番地4

## 令和8年度土木事業執行方針

令和8年度における土木事業の執行に当たっては、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向け、4つの重点戦略等に基づく施策、特に喫緊の課題である人口減少問題への対応など、より実効性の高い施策に、市町村等とも一層連携を図りながら、着実に取り組む。

また、「岡山県国土強靱化地域計画」及び「第3期おかやま創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、更に取り組を加速する。

については、特に、次の事項に留意し、計画的・効率的な事業の実施に努めることとする。

### 記

#### I 土木事業の執行

##### 1 基本的な考え方

県の財政状況は、近年の好調な企業業績を受け、法人関係税や地方消費税をはじめ、税収が増加傾向にあるものの、社会保障関係費の累増、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高騰による行政運営コストの増加、金利上昇等による公債費の増加などにより厳しい状況が続いており、今後も、コスト意識を徹底し、経費支出の効率化や、歳入確保に努めるなど、持続可能な財政運営を行う必要がある。

さらに、今後は、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震、老朽化したインフラの保全等への対応も想定する必要がある。

こうした状況に鑑み、事業をより一層効率的・効果的に進め、安全・安心な県土づくりを実現するための社会資本の整備を推進するとともに、公共土木施設が本来の機能を常に発揮できるよう、適切な維持管理に努める。

併せて、社会資本整備の担い手であり、地域社会の安全・安心の担い手でもある地域建設産業の持続性を確保する観点から、県内企業への優先発注などに努める。

##### 2 公共事業及び単県事業

(1) 繰越事業については、特にスピード感を意識し、早期完成に向けて全力で取り組むこと。

なお、令和7年度補正予算に係る事業については、国の「強い経済を実現する総合経済対策」に呼応したものであることから、早期に事業効果が発現するよう、迅速かつ計画的な執行に努めること。

(2) 令和8年度事業については、国の動向にも留意し、可能な限り早期発注に努めるとともに、進行管理の一層の徹底を図り、早期完成に努めること。

(3) 単県事業については、優先度、緊急度等を考慮の上、弾力的・機動的な事業推進に努めること。

### 3 計画的な事業執行

事業全体の実施計画を立案し、早期に事業効果が発現するよう取り組むとともに、工事や調査・設計業務等の執行に当たっては、適正な工期や履行期間を確保し、建設産業の人材・資機材の効率的な活用等を図るため、工事の平準化率 0.90 以上、業務の第4四半期納期率 0.35 未満を目標として、2か年債務やゼロ県債の積極的な活用、早期着手交付申請や余裕期間制度等、繰越明許費(翌年度債務)のさらなる活用により、施工時期の平準化等に努めること。

また、出水期、収穫期等に影響を受ける事業及び他事業と連携して推進する事業については、事前に十分調整を行うこと。

併せて、平成31年4月から施行された改正労働基準法の趣旨や、令和3年度に策定した建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する岡山県計画を踏まえ、建設産業の働き方改革の促進に資するよう取り組むこと。

### 4 事業の執行

(1) 新規に事業化しようとする公共事業については、岡山県公共事業事前評価システムの的確な運用により、効果的な事業執行及び決定過程の透明性の向上に努めること。

(2) 「岡山県公共事業コスト構造改善ガイドライン」(平成27年4月)に基づく取組により、効率的かつ総合的なコスト構造改善対策を推進すること。

(3) 事業の執行に当たっては、「事務合理化要領」を励行し、設計事務の省力化や外注を促進するなど事務の一層の効率化を図ること。

更に、予定した時期に予定した効果が得られるよう、事前の地元調整等を一層強化し、円滑な事業実施に努めること。

また、工事執行に係る書類については、適正かつ厳重に管理すること。

(4) 工事発注に当たっては、県産木材や岡山県エコ製品、再生資材の活用に重点的に取り組むとともに、発注工事における県内下請業者及び県内産資材の優先使用に努めること。

(5) 建設工事に伴い発生する建設副産物については、建設リサイクル法及び岡山県建設副産物対策推進ガイドライン等に基づき、建設工事の計画から設計、施工までの各段階において、発生抑制、現場分別、再使用、再資源化・縮減、適正処理、再生資材等の有効利用を徹底するなど、適正な処理に努めること。また、建設発生土についても、発生抑制に努めたうえで、工事内・工事間流用を優先的に行うこととし、搬出する場合においては指定処分を徹底すること。

(6) 主要建設資材の価格、需給動向等の実態を把握し、原則として最新の単価により予定価格を設定するとともに、資材の不足、価格の急騰等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じること。

(7) 工事の入札・契約に当たっては、令和6年6月の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という)及び公共工事の品質確保の促進に関する法律等の改正を踏まえ、公正な競争の促進、透明性の向上及び品質の確保、更には、災害復旧を含む地域維持の担い手の中長期的な育成・確保に努め

ること。

また、400万円を超える工事については、入札契約適正化法に基づき、発注見通しの公表、入札及び契約の過程、内容の公表等が義務付けられており、岡山県建設工事等公表事務取扱要領(平成13年3月30日岡山県告示第195号)により適正に対応すること。

- ・ 一般競争入札(条件付)の入札参加要件の設定に当たっては、地域産業の保護・育成や建設業の健全な発展を図るため、県内業者の受注機会の確保に努めること。
  - ・ 工事の指名業者選定に当たっては、「岡山県建設工事請負契約指名業者等選定要綱」に基づき適切に行うこと。
  - ・ 発注標準や一般競争入札(条件付)の対象とする設計金額を令和8年6月以降の入札公告及び指名通知から引き上げるため、入札方式の選択、入札参加要件の設定等について留意のうえ、発注すること。
  - ・ 随意契約による場合には、地方自治法施行令及び岡山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うこと。特に、業務委託において随意契約を行う場合は、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」(平成17年12月27日付け、会第129号)に準じ、より一層適正に行うこと。なお、予定価格が100万円を超える業務委託で、随意契約によらざるを得ない場合においては、原則として、企画競争等競争性を確保すること。
  - ・ 予定価格や最低制限価格等は事後公表としており、法令遵守はもちろんのこと、不当な圧力に対しては毅然とした態度で臨むこと。
  - ・ 災害復旧工事等においては、円滑な執行による早期復旧のため、特例措置を講じているところであり、その措置を適切に活用・運用すること。
- (8) 工事請負契約締結後、その内容を変更する必要がある場合は、建設業法第18条及び第19条に十分留意の上、「岡山県設計変更ガイドライン(土木工事編)」(平成28年4月)に基づき、適切に対応すること。
- (9) 建設労働者の福祉の増進を図るため、請負金額1千万円以上の建設工事については、建設業退職金共済制度の掛金の収納状況を報告させることとしており、その徹底を図ること。
- (10) 請負業者の指導監督に当たっては、「現場施工体制等確認の実施要領」(平成17年1月12日付け、監第7091号)により、適正な施工体制を確保するよう指示・指導を適切に行うこと。
- 特に、建設業法により専任の技術者を配置しなければならない工事については、主任技術者等の専任状況及び所属業者との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を重点的に行うこと。
- (11) 公共工事の「一括下請負」は、建設業法及び入札契約適正化法により禁止されており、違反することのないよう元請負業者を厳重に指導すること。
- 特に、工事の一部を下請負に付す場合は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約の締結及び下請代金支払いの適正化などについて元請負業者を指導するとともに、「工事請負契約関係の適正化について」(平成16年12月10日付け、監第7082号)、「県発注工事における社会保険等未加入対策について」(令和元年9

月 20 日付け、技第 232 号)及び「施工体制台帳の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 13 日付け、技第 344 号)に十分留意の上、事務処理に遺漏のないよう取り扱うこと。

併せて、いわゆる上請け(中小建設業者が受注し、大手建設業者がその下請けとなること)についても、一括下請負につながりやすいことから、業者の指導を徹底すること。

(12) 公共工事等の執行に当たっては、安全管理の徹底を業者に指導するとともに、近年の気候変動に対する国の取組を参考にしながら、熱中症対策等の現場環境改善に取り組むこと。

(13) 公共工事等からの暴力団等の排除を図るため、岡山県暴力団排除条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)及び「暴力団等による建設工事等への不当介入対策マニュアル」(平成 16 年 4 月 1 日)を関係職員、建設業者等に対して周知徹底するとともに、不当介入が発生した場合に適切な対応ができるよう体制を整えること。

また、大規模工事等については、暴力団等排除協議会を設立し、建設工事における暴力団関係者等からの不当な介入を排除すること。

(14) 県の土木事業や土木行政を身近に感じてもらうとともに、建設業の魅力や土木工事の重要性について広く県民に PR するため、ホームページや SNS 等を活用しながら積極的な情報発信に努めること。

## 5 用地取得

用地取得は、公共事業の根幹をなすものであり、事業全体の進捗に多大の影響を及ぼすため、特に、次の事項に留意し、適正かつ円滑な用地取得に努めること。

(1) 関係部署との連携を密にして、十分な事前調査や工事工程との調整を踏まえた用地取得計画を策定し、計画的に用地業務を遂行すること。

(2) 予算措置状況を適宜確認し、用地先行取得制度の有効活用を図ること。

(3) 地元市町村と緊密な連絡調整を図るとともに、用地取得事務の市町村委託を積極的に活用し、用地取得の効率化に努めること。

(4) 岡山県土地開発公社への用地取得業務委託を積極的に活用することとし、委託業務の実施にあたっては、公社との連携を密にして相互に情報の共有を図り、円滑な用地取得の遂行に努めること。

(5) 難航箇所については、交渉密度を高めるなど重点的な用地交渉により早期契約に努めるとともに、契約締結の見込みが立たない案件については、関係部署との連携の上、土地収用法に基づく諸手続を計画的に進めること。

(6) 繰越措置を講じたものについては、全ての案件の実情を十分に把握したうえで、継続的な進行管理により早期完了に努めること。

(7) 地積測量図の作成等に当たっては、所有者や隣接地の地権者等の関係者と調整を十分に行い、登記事務に支障が出ないように努めること。

(8) 契約締結後も登記が未了となっているものについては、常に現状を把握した上で計画的な処理を行い、早急に登記を完了するよう努めること。

(9) 被補償者から取得する特定個人情報等は、公共事業用地の取得等に係る特定個人情報の取扱規程等に基づき適正に取り扱うこと。

## 6 公共土木施設の長寿命化

道路施設・河川管理施設などのインフラ施設を含む公共施設に関する総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針である「岡山県公共施設マネジメント方針」(平成29年3月)に基づき、計画的な点検、施設ごとの特性に応じた長寿命化及び予防保全を徹底し、公共土木施設が本来の機能を常に発揮できるよう、効率的かつ効果的な老朽化対策を進めること。

## 7 建設分野のDX推進

激甚化・頻発化する自然災害への備えやインフラの老朽化、担い手不足等、建設分野における課題に対応するため、3次元デジタルデータやビックデータ等のデジタルデータとAIやIoT等のデジタル技術を活用し、安全・安心や生産性の向上に向けたDXの取組を推進する。

(1) 入札予定や入札結果などの公表及び設計参考資料の閲覧については、入札情報公開システムにより行うとともに、入札執行に当たっては、電子入札システムを活用し、入札参加者の公平性・利便性の向上を図ること。特に平成30年度発生災害の復旧工事等の増加を踏まえて講じた、入札参加者の事務負担軽減措置について、適切に運用すること。

(2) 工事の施工管理や業務委託の管理、電子納品を支援する情報共有システムについては、その普及に努めるとともに、施工管理等の効率化及び関係者間の情報共有のため積極的に活用すること。

(3) 1千万円以上の工事については、工事成果品の電子納品による情報の電子化・標準化を実施しており、保管管理システムによる職員間のデータ共有や維持管理段階における情報活用など、公共事業全体での活用を推進していくこと。

また、電子化が進む中、情報資産の管理及びセキュリティ対策についても、万全の措置を講じること。

(4) 建設業の中長期的な担い手確保に向け、建設工事の生産性を向上し、魅力ある建設現場の実現を図るため、ICT活用工事の普及促進を図ること。

(5) 3次元デジタル地形図のオープンデータ化や、インフラデータを格納できる「おかやまインフラボックス」を活用し、災害対応の迅速化や各種施設の調査・点検の効率化、県民の安全・安心を守る防災情報の提供等を行うこと。

また、「道路パトロール」や「舗装点検」、「区画線点検」をシステム化し、AI等のデジタル技術の活用により、業務の高度化・効率化を進めること。

## 8 (公財)岡山県建設技術センターの活用等

(公財)岡山県建設技術センターの積極的な活用により、事務の効率化を図るとともに、施工時期等の平準化に努めること。

また、時間外勤務の適正管理や民間技術力の活用の観点から、民間コンサルタント等の活用についても、積極的に検討すること。

更に、若手技術者の技術力向上を図るため、OJTによる技術力向上に努めるとと

もに、実施する研修等の受講履歴を踏まえ、可能な限り必要な研修の受講を図ること。

## II 組織の管理・運営、事務事業の執行、その他

### 1 綱紀の保持及び服務規律の遵守

岡山県職員倫理条例等の趣旨を十分認識の上、職員一人ひとりが公務員としての責任を深く自覚するとともに、強い責任感と高い倫理観をもって職務に精励し、県民の不信、誤解、批判をいささかでも受けることがないように努めること。

特に、管理監督者は、部下職員の模範となるべくまず率先して自粛自戒するとともに、公私にわたり職員を十分に把握できる職場環境づくりに取り組み、綱紀の保持、服務規律の遵守を職員に対し徹底すること。

また、職員の職務上の倫理の保持を図るために設置している服務規律アドバイザーを研修等に積極的に活用すること。

### 2 柔軟な組織運営と時間外勤務の適正な管理及び縮減

令和元年度から、長時間労働是正のため時間外勤務命令の上限が設定されるなど、働き方改革が求められていることを意識し、管理監督者は、事業の実施状況を的確に把握した上で職員の配置や事務分掌を決定するとともに、労働基準法等関係法令の規定を遵守し、所属職員の時間外勤務実績や健康状態等を自ら把握することはもちろん、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、年度中途であっても業務配分や人員配置を調整するなど、日頃から柔軟な組織運営に努めること。

併せて、36 協定職場においては、36 協定の趣旨を十分理解し、徹底を図ることはもとより、協定当事者である所属長と分会で、職員の時間外勤務の状況について、四半期に1回を目安として把握・検討することとなっており、その場を有効に活用し、時間外勤務の適正な管理、時間外勤務の縮減に努めること。

なお、時間外勤務の事前命令の徹底を図り、命令を受けた時間外勤務について、実績を正確に反映すること。

また、職員の勤務時間の適正な把握のため、所属長による現認の実施やパソコンのログイン・ログアウトの記録の活用により、現状把握に努めること。

### 3 明るく風通しの良い職場づくり

職員一人ひとりが気持ち良く働くことのできる職場環境づくりのため、所属長は、「明るく風通しの良い職場づくりに向けた取組について」(令和2年6月5日付け、人第144号)に留意の上、積極的に所属職員とコミュニケーションを図り、職員の業務の状況把握や、仕事の進め方や職場環境等に関して意見聴取するとともに、併せて、気軽に相談できる雰囲気づくりにも努めること。

また、職場会議又は職場研修を定期的(最低1月に1回)に実施するなどにより、職員相互の情報共有や意思疎通が図られるよう努めること。

### 4 事務事業の効率化

多様化・専門化する行政需要に機敏に対応しつつ、将来予想される変化を見据え、

全ての事務事業について不断の点検・見直しを行うとともに、職務の遂行に当たっては、慣例や前例にとらわれることなく、コスト意識を徹底しながら創意工夫をこらし、効率的・効果的な執行に努めること。

また、組織全体で改善に取り組む風土を浸透させること。

## 5 内部統制の推進

岡山県内部統制基本方針(令和2年1月)に基づき、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保及び業務に関わる法令等の遵守等に努めること。

## 6 個人情報等の取扱い

個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び岡山県個人情報保護条例等に基づき、特定個人情報等を取り扱うための組織体制を整備して適正に取り扱うとともに、保護すべき個人情報が外部へ流出してしまった場合に失われる公益や県行政全体への信頼喪失、更には、事業が停滞することによる社会的便益の損失を十分認識した上で、情報漏えい等を防止するための安全管理措置を講じてより一層の厳重な取扱いに努めること。

また、各種の機密情報については、請負業者等に執務室内へ無断で立ち入らせないなどの対策を引き続き講じ、その管理を徹底すること。

## 7 情報公開の推進

岡山県行政情報公開条例に基づき、行政情報の公開の総合的な推進を図り、県が県政に関し、県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するため、積極的な情報発信に努めること。

なお、公文書の開示に適切に対応するため、文書管理の徹底を図ること。

## 8 岡山県環境マネジメントシステム等の活用

岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)(令和3年3月)の理念に基づき、県が行う事務事業が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、岡山県環境マネジメントシステムを活用した取組を実施すること。

公共事業については、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」(平成12年8月)に基づく計画から施工・管理に至るまでの環境に配慮した事業の推進、オフィスワークについては、「岡山県エコ・オフィス・プラン」(令和5年3月)に沿った日常事務における環境の配慮に努めること。

## 令和8年度～9年度 行事予定表

&lt;令和8年&gt;

2026/4/23

月日	時間	場所	行事内容
4月16日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
4月23日(木)	14:00～15:00	岡山建設会館	理事会
5月29日(金)	15:00～18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式
6月3日(水)	12:00～	東京建設会館	全建 表彰部会
6月9日(火)	15:00～19:00	経団連会館	全建 定時総会、表彰式、懇談会
6月11日(木)	13:30～14:40	岡山プラザホテル	国土交通省との意見交換会
7月13日(月)	13:30～15:00	岡山プラザホテル	協会研修会
8月4日(火)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
8月19日(水)	13:30～15:00	岡山建設会館	理事会
8月25日(火)	15:00～	ピュアリティまきび	中国地方整備局との意見交換会（営繕部、企画部）
8月28日(金)	16:30～18:30	岡山プラザホテル	岡山県土木部との意見交換会
10月2日(金)	12:00～	ホテルグランヴィア 岡山	中国ブロック会議
10月8日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
10月22日(木)	11:00～12:00	新天地育児院広場	建設業殉職者慰霊祭
10月22日(木)	12:00～13:30	岡山国際ホテル	理事会
11月13日(金)	11:30～12:00	岡山建設会館	正副会長会
11月13日(金)	13:00～13:20	県議会 土木委員会室	自民党県議団への予算陳情

## &lt; 令和 9 年 &gt;

1月8日(金)	17:00~19:00	岡山プラザホテル	新年互礼会
1月13日(水)	13:30~15:00	岡山建設会館	正副会長会、表彰審査委員会（全建会長表彰候補）
2月18日(木)	11:00~12:00	岡山プラザホテル	技術研究委員会合同会議
2月18日(木)	13:30~15:00	岡山建設会館	正副会長会
2月25日(木)	13:30~15:00	岡山建設会館	理事会
3月24日(水)	13:30~15:00	岡山建設会館	正副会長会、表彰審査委員会（岡建会長表彰候補）
4月15日(木)	14:00~15:30	岡山建設会館	正副会長会
4月22日(木)	14:00~15:30	岡山建設会館	理事会
5月27日(木)	15:00~18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式

# 会 務 報 告

令和8年4月23日（木）

## [報告事項]

<令和8年>

- (1) 2月25日（水） 岡山県建築住宅センター(株) 取締役会
- (2) 2月26日（木） 西日本建設業保証(株) 取締役会
- (3) 3月3日（火） 全建 表彰部会（WEB）
- (4) 3月6日（金） 全建 総務委員会
- (5) 3月11日（水） 中国地方整備局企画部長との意見交換
- (6) 3月12日（木） 建設業福祉共済団 会長会
- (7) 3月13日（金） 全建 協議員会
- (8) 3月18日（水） 第12回ワーキンググループ事前説明会（WEB）
- (9) 3月19日（木） 岡山県職業能力開発協会 理事会
- (10) 3月24日（火） 建退共 事務局長会議
- (11) 3月25日（水） 地域 CCUS 推進委員会
- (12) 3月25日（水） 全国 専務・事務局長会議
- (13) 3月30日（月） 全建 表彰部会（WEB）